

朝霞市地域防災計画（案）に関するパブリック・コメント（意見募集）結果

1 結果概要

(1) 内容	来年度以降の朝霞市地域防災計画改訂に向けて、改めて現行計画を見つめ直すことで、アセスメント調査等を経て実施する改訂に繋げていくため、修正を行うにあたり、ご意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和5年2月1日（水曜日）から令和5年3月2日（木曜日）まで
(3) 意見提出の対象者	<ul style="list-style-type: none">・朝霞市内在住、在勤、在学の方・市内に事務所、事業者を有する方（法人を含む）・この案件に利害関係を有する方
(4) 公表した資料	朝霞地域防災計画（案）
(5) 意見提出者数及び意見数	3名、 3件

2 提出された意見等

提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

No.	章	頁	コメント	市の意見・対応	修正の有無
1			<ul style="list-style-type: none"> ・内間木地区のどこからも、R254BP へ速やかに移動できる（徒歩でも車でも）道路、通路の確保、設置 ・荒川堤防、新河岸川堤防、朝霞調節池堤防に、災害状況に応じて速やかに上がれる通路（階段上の歩道、スロープなど）の設置 ・朝霞調節池堤防上と R254BP 歩道を結ぶ通路（スロープ又は階段）の設置 ・内間木地区内の R254BP 沿道に、避難所として使える施設の確保 ・被災時に、既設避難所の丸沼倉庫と R254BP 間の円滑な車両移動が可能な道路整備 	<p>令和4年度の地域防災計画修正においては、</p> <p>（1）人口、世帯数等の更新（2）機構改革、組織改革に伴う課名等の変更（3）災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報等の変更の3項目のみ変更を行っているところであり、令和5年度から防災アセスメント調査等を含めた改訂事業を行っていく予定となっております。ご提出いただいたご意見については、令和5年度以降の改訂の際に参考とさせていただくとともに、関係部署に情報共有を行ってまいります。</p>	無
2			<p>「朝霞市地域防災計画」に以下内容を盛り込んでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉避難室の利用対象者 ②福祉避難所の利用対象者 ③福祉避難室の開設条件（利用対象者が1人でも開設可能なのか、一定の条件が必要なのか） ④福祉避難所の開設条件（同上） ⑤市内の福祉避難室・福祉避難所の所在地 ⑥「避難指示」発令地域に住む要避難行動支援者が、一般避難所には一時避難できない場合の対応について（呼吸器使用の医療的ケア児等を想定） ⑦地域別の要避難行動支援者の把握状況（概数） ⑧上記から算出した、福祉避難室・福祉避難所の必 	<p>①については、資料編 P. 219 の福祉避難室において要配慮者「高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人など災害時に特に配慮を要する方々」を必要とする方々」としています。</p> <p>②については、資料編 P. 219 の福祉避難所において、「障がいのある人や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々」としています。</p> <p>③については、令和5年度以降の改訂事業において検討を行う際、参考としてまいります。</p> <p>④については、震災及び風水 P. 46-5 (2) の福祉</p>	無

			<p>要想定数</p>	<p>避難所の開設において、「要介護高齢者、障害のある方の状況等により必要な場合」としてあります。</p> <p>⑤については、資料編 P. 71 に所在地一覧を掲載しております。</p> <p>⑥⑦⑧については、令和5年度以降の改訂事業において検討を行う際、参考としてまいります。</p>	
3		<p>1 感染症の蔓延拡大状況下での避難所運営での具体的な対応方策が示されていない。</p> <p>2 発災後の避難所施設の安全点検実施要領が不明確である。(チェックリストが必要)</p> <p>3 避難所の自主運営組織の編成基準が不明確である。(要員の細部任務、要員に基準数等)</p> <p>4 避難所内の施設配置の基本的な配置要領が不明確である。(共用場所等の優先順位等の明示)</p> <p>5 避難所内の生活ルールの基本的な事項が示されていない。</p> <p>6 避難所内でのペットの管理要領が不明確である。</p> <p>7 在宅避難者への支援要領、特に物品、情報の配分、共有のための具体策が不明確である。</p>	<p>1 については、令和5年度以降の改訂事業において検討を行う際、参考としてまいります。</p> <p>2 については、資料編 P. 151-2.2 の施設の安全確認に掲載しております。</p> <p>3 については、資料編 P. 154-3.1(2) の自治組織の確立に掲載しております。</p> <p>4 については、震災 P. 45 及び風水 P. 45 の 3(1) スペースの配置に掲載しております。</p> <p>5 については、令和5年度以降の改訂事業において検討を行う際、参考としてまいります。</p> <p>6 総則 P. 69 第 12 ペット対策に掲載しております。</p> <p>7 については、令和5年度以降の改訂事業において検討を行う際、参考としてまいります。</p> <p>なお、令和4年度の地域防災計画修正においては、(1) 人口、世帯数等の更新 (2) 機構改革、組織改革に伴う課名等の変更 (3) 災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報等の変更の</p>	無	

				<p>3項目のみ変更を行っているところであり、令和5年度から防災アセスメント調査等を含めた改訂事業を行っていく予定となっております。ご提出いただいたご意見については、令和5年度以降の改訂の際に参考とさせていただくとともに、関係部署に情報共有を行ってまいります。</p>	
--	--	--	--	--	--